



本人通知制度 登録受付中

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005

本人通知制度とは「あなた」の戸籍や住民票を「あなた以外」の人に交付したとき、交付した事実を「あなた」にお知らせする制度です。

登録をすると、本人以外に戸籍謄本や住民票の写しなどを交付したときに、登録した本人に通知が届き、身元調査のためなどの不正請求や不正取得を抑制することにつながります。

まずは事前の登録を
制度を利用するには、まず登録が必要です。登録は無料です。市民課または各支所で申し込みをしてください。

登録できる人
市に住民登録や本籍のある人。過去にあった人も含みます。

登録に必要なもの
運転免許証、パスポート、顔写真入りの住民基本台帳カードなど、本人であることを確認できるもの。本人が来られない場合は代理人でも申し込みできますが、委任状が必要になります。

登録期間
これまで登録期間は3年間でしたが、7月1日から無期限となりました。

登録期間の廃止により、すでに登録している人の更新手続きは不要です。

対象となる証明書

- ・住民票の写し（除住民票、改製原住民票の写しを含む）
- ・住民票の記載事項証明書（除住民票記載事項証明書を含む）
- ・戸籍の謄本または抄本（除籍謄抄本、改製原戸籍を含む）
- ・戸籍の記載事項証明書（除籍記載事項証明書を含む）
- ・戸籍の附票の写し（消除された戸籍の附票の写しを含む）

通知される内容
いつ交付したか、何を交付したか、何通交付したか、本人の代理人が請求したのか、それ以外の人が請求したのかを通知します。請求者の住所、氏名などは通知されません。

通知内容について詳しく知りたいたときは、三豊市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示請求ができます。本人であること確認できる書類を持って、市民課に「保有個人情報開示請求書」を提出してください。



国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005
善通寺年金事務所 ☎0877-62-1660

必ず届け出・手続きを

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての人が入る制度です。

届け出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられなくなったりする場合があります。また、不意の事故や病気で障がいが残ったり、万一、亡くなったときには、障がい基礎年金や遺族基礎年金が支給されなくなるおそれがあります。

次のようなときは、市役所への届け出が必要です。あなたの大切な年金の権利を守るため、忘れずに届け出をしましょう。

△20歳になったとき▽
厚生年金や共済組合に加入していない人が20歳になったときは、国民年金の第1号被保険者になります。「国民年金被保険者資格取得届」を提出してください。

△会社を退職したとき▽
会社などに勤めていて厚生年金や共済組合に加入している人は、国民年金の第2号被保険者になっています。第2号被保険者が60歳になる前に会社などを退職したときは、第1

号被保険者になります。「国民年金被保険者資格取得届」を提出してください。

△被扶養配偶者の収入が増えたとき▽
会社などに勤めていて厚生年金や共済組合に加入している人の被扶養配偶者（20歳以上60歳未満の人）は、国民年金の第3号被保険者になります。

第3号被保険者のパート収入などが130万円以上になったときは、被扶養配偶者でなくなり、第1号被保険者になります。「国民年金被保険者種別変更届」を提出してください。

△被扶養配偶者の配偶者が退職したとき▽
配偶者が退職して厚生年金や共済組合の加入者でなくなると、それまで国民年金の第3号被保険者だった人は、被扶養配偶者でなくなり、第1号被保険者になります。第3号被保険者の人が離婚したときも、第1号被保険者になります。

また、老齢厚生年金などを受ける権利を持っている配偶者が、65歳になって第2号被保険者でなくなったりも、それまで第3号被保険者だった人は、第1号被保険者になります。

FU.KA.YO.MI.HI.RO.BA

M's 深読みひろば

す。「国民年金被保険者種別変更届」を提出してください。

△免除制度などを活用ください▽
平成27年度の国民年金保険料は、月額15,590円です。

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きにより保険料の納付が免除（全額・一部）または猶予される「免除制度」があります。市民課、各支所または年金事務所申請手続きをしてください。

社会保険労務士による 無料年金相談

日時 6月10日（水）
午前10時～午後3時

場所 三豊市役所西館

持参品 年金手帳や年金証書、振込通知書など、基礎年金番号が分かるもののほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要です。

▼問い合わせ
街角の年金相談センター高松（オフィス）
☎087（811）6020

目指せ男女共同参画社会

No.40

6月23日（火）～29日（月）は
男女共同参画週間です

今年のキャッチフレーズは
「地域×女性力＝無限大の未来」

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法が、平成11年6月23日に施行されました。

毎年6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」です。

この機会に、男女が対等な生涯のパートナーであるということを認識し、互いに協力していきましょう。



▼問い合わせ
企画財政課 ☎73・3010